

3カ月連続未納は「強制脱退」



組合費の滞納に注意を!

東海一般

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

本部 四日市市芝田1丁目11-27 ☎(059)356-1017

中勢支部 松阪支部 津市上弁別町18-13フービル2F ☎(059)213-1193

鈴鹿支部 鈴鹿市白子2929-4しはたビル201号 ☎(059)367-7678

伊賀支部 伊賀市上林670 ☎(059)213-1193

名張支部 名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193

南勢支部 伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717

HP://www.tokai-ippan.net/



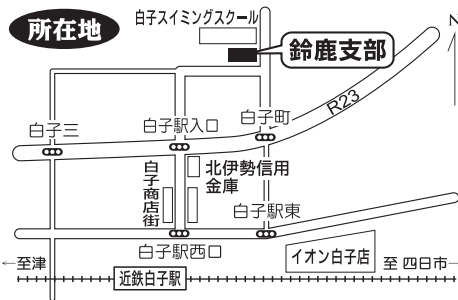
電話 059-367-7678

鈴鹿支部がスタート

7月1日、空白地域の鈴鹿・亀山地域の拠点として鈴鹿支部が新たなスタートを切りました。近鉄白子駅から徒歩7分で、国道23号線にも隣接、立地場所としては最適な位置関係にあります。

同地域は近年、ホンダを中心に自動車関連事業が好調で、建設関連事業者も増加しています。

同地域には既に十数名の組



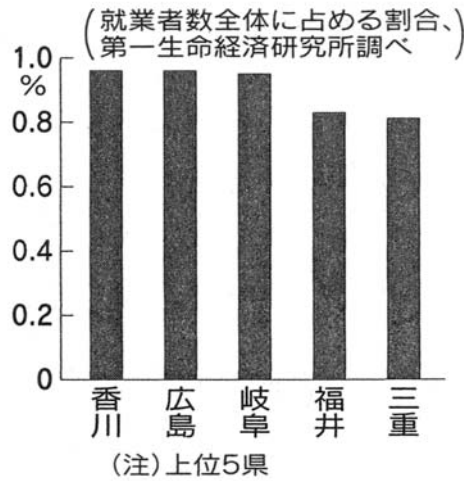
住所 鈴鹿市白子字小山田2929-4 しはたビル201号

鈴鹿支部スタート

7/1

合員が在籍し、未組織の関連業者の働きかけも活発に行われています。当面は組合の宣伝活動を中心に拡大を図っていきます。

新在留資格は技能実習



新たな就労資格と技能実習の概要

特定技能評価試験 (仮称)	技能実習制度
日本語 苦手でもOK	17年10月時点 25万人
実技 基本作業が可能か確認	実習生の要件 本国の推薦など
	問題点 待遇への不満で失踪など
	期間 3~5年間
合格	修了後に試験なしで新資格に移行可能
	最長5年の就労資格 建設、農業、介護、宿泊、造船業で25年に50万人超へ

外国人 単純労働を開放

建設など50万人超

日本語苦手でも資格

政府は建設などこれまで規制してきた単純労働の分野の外国労働者の受け入れにカジを切りました。日本語が苦手でも就労を認め2025年頃までに人手不足に悩む建設、農業、介護など5分野に50万人超の外国人の受け入れ、事実上の単純労働分野の門戸開放に踏み切る。建設業界は30万人の確保が目標。

治安悪化や日本人の雇用を理由に、外国人の受け入れには慎重論が先行していました。これまでは高度な専門知識を

別してきました。技能実習制度では研修期間を終えると帰国しなければならず人手不足に悩む企業側から不満が出ていました。

働き手が最も不足している建設業界では、技術の習得を名目とした技能実習生や留学生が実質的な単純労働を担ってきました。

自民党の支持基盤である保守層には建設や農業、中小企業が多く、自民党に業界団体

から外国人受け入れ拡大に陳情が相次ぎ、「かつて地方では外国人受け入れには7割が反対。いまは都市も地方も賛成が多く、このままでは人手不足が進みすぎて企業活動がたちゆかなくなっている」。

介護現場でも人手不足が深刻で、厚生労働省の調査でも「25年度末には介護分野だけでも55万人が不足する」との試算が出され、さらに他業界にも調査を広げると建設、農業、宿泊、造船を加えた5分野では将来的に労働力不足が解消されるメドがたたないことが判明しています。

19年4月に「特定技能評価試験」を新設し、合格すれば



四日市市税務署

7月以降、税務調査が本格的な時期を迎えます。税務署の人事異動が7月に行われるためです。近年の建設業界は、人手不足の影響などもあり受注単価が急上昇。清水、鹿島などのゼネ

こうした中、税務署は建設業界全体を好況業種と見なし、従来以上の税務調査の広がりが予想されています。

報告されています。組合では三重計算センターと提携、日常の記帳代行や税務調査の立ち会いまで税理士の指導を受け、対応しています。

7月格的に降

税務調査

コンを始め、清水ハウスなどの住宅メーカーも軒並み過去最高の利益を計上しています。

外国人対策を要請

東海労働金庫の第18回総会が6月25日名古屋市中区で開催されました。総会では森永委員長が、組合員などの自営業者や今後、建設業界に大量に流入が予想される外国人労働者など、雇用関係が不安定な労働者に対する審査基準や日銀のマイナス金利で、各金融機関の経営が厳しくなっている現状を踏まえ、労金側の対応を質問しました。

常務は、「昨年の総会で森永委員長が指摘された自営業者に対する審査基準をこれまでの自営期間を3年間から1年間に短縮するなど見直しを行い、店長会議等で徹底しています。また、経営についても地銀の経営は厳しく、各地で合併等が行われており、労金側もそうした視点を共有する必要はある」と回答しました。

労金総会

6/25

就労資格を与えます。各職種ごとの業界団体が日本語と技能の試験を実施します。日本語は「ややゆっくりとした会話」がほぼ理解できる程度。

建設では25年に約78万、93万人程度の労働者が不足する見通しで、30万人の確保を目標にします。

前回の「消費税8%で購入できるのはいつまで」の記事中、「住宅ローン労働金庫」の見出しで、火災・生命保険も労金負担となっていました。正しくは火災保険は自己負担の誤りでした。訂正し、関係者にお詫び申し上げます。

労金の住宅ローンは他の金融機関と比較しても「支払総額」が断然お得です。

労金と他銀行との比較表です。支払総額では約140万円から300万円超まで差が出ています。自宅の新築・増築を検討される方は労働金庫の住宅ローンをお勧めします。

訂正とお詫び

最大30万円が受け取れる「すまいの給付金」

- ・確定申告とは別
 - ・申請は引き渡しから1年3ヵ月
 - ・中古住宅も対象
 - ・住宅ローン減税と併用可
- 問い合わせ先 -----
0570-064-186



〈例〉有担保住宅ローン借入金額：3,000万円・返済年数：35年(10年固定金利)

	東海ろうきん		C銀行	D銀行
	会員組合員の方	一般勤労者の方		
店頭表示金利(①)	1.59%	1.59%	2.95%	2.90%
ご契約当初最大金利引下げ幅(②)	0.65%	0.65%	2.30%	1.80%
ご契約当初金利(年利率)(①-②)	0.94%	0.94%	0.65%	1.10%
当初10年間返済金合計(③)	¥10,061,880	¥10,061,880	¥9,585,600	¥10,330,920
11年目以降の金利引下げ幅(④)	0.65%	0.65%	1.50%	1.30%
11年目以降の金利(年利率)(①-④)	0.94%	0.94%	1.45%	1.60%
11年目以降、返済終了まで(25年間)の返済金合計(⑤)	¥25,154,903	¥25,154,903	¥26,374,677	¥27,400,011
返済金総支払金額(③+⑤)	¥35,216,783	¥35,216,783	¥35,960,277	¥37,730,931
保証料(⑦)	¥0	¥0	¥619,920	¥0
不動産担保ローン取扱手数料(⑧)	¥21,600	¥43,200	¥32,400	¥648,000
一部繰上返済手数料	¥0	¥0	¥0(元金10万円以上)	¥20,000(金利特約期間中/窓口) ¥5,000(11年目以降/窓口) ¥0(元金30万円以上/インターネット)
合計(⑥+⑦+⑧) (返済終了までの支払総額)	¥35,238,383	¥35,259,983	¥36,612,597	¥38,378,931
支払総額の差		¥21,600	¥1,374,214	¥3,140,548

ワントゥー共済

病気・ケガ等に支給します



ワントゥー共済は組合員が病気やケガで休業された場合に生活を安定させる目的で設立しました。病気やケガ以外にも下記の内容が対象となります。

記
病気／ケガ／結婚／出産／脱退／火災／弔慰

労働基準監督署(監督署)は電通の過労死事故以降、労働者保護の観点から事業所への監督・立ち入り調査を強化しています。

建設業での労災事故は年々減少の一途をたどっていますが、近年、監督署が事故の際に目を光らせているのは、労働者性の有無です。

一人親方労災の場合は問題はありませんが、従業員が労災事故を被災した時点の当雇用関係が関係してきます。

建設業は元請け・下請け関係など重層下請けが複雑に絡み合い、そのため、元請けがその工事全体の労災保険を適用していることになり、工事現場で雇用される

事業所強化の指導監督



方全員(事業主を除く)に労働適用されることとなります。組合員の多くが二次・三次下請けとして工事現場で働いています。事業主の場合は「特別加入」に加入していますが、問題はその事業所で雇用されている職人の扱いです。

健康診断 9月に津地区

40歳過ぎたら健康診断
～家族も対象です～

40歳を過ぎれば中高年の仲間入り。体力も衰えがち。一度人間ドック・脳ドックを受診してみたいかがですか。国保加入者(家族含む)に費用の7割、最高30000円まで補助が出ます。

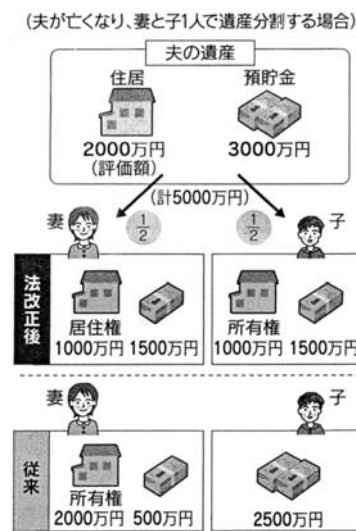
総額4万3千円の各種検査が受けられます。受診される前に連絡を。



雇用保険 65才以上も適用対象

2017年1月1日以降は、65才以上の労働者(1週間の所定労働が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者)についても、「高齢被保険者」として、雇用保険の適用の対象となります。

詳しくは、厚生労働省のホームページ、またはハローワークの雇用保険窓口でご確認ください。



相続の民法改正

配偶者保護手厚く

相続の規定が数十年ぶりに見直しされます。高齢化が進む中、残された配偶者が住まいと生活費に困らないよう、保護を手厚くします。配偶者自身が亡くなるまで今の住居に住める「配偶者居住権」が創設されます。

元請が適用を 決める理由は

元請は労災事故の発生件数によって労災保険料が上下する「メリット事業制」を採用しています。労災事故の発生で公共工事のランクにも影響しますし、現場監督の成績にも響いてきます。

また、下請でも他に現場を持っているとか日当であっても外注工賃など雇用関係がない経理処理になっているなど様々な事業形態があり、労災が認められる労働者の条件は難しくなります。

元請の労災適用は、死亡事故など監督署や警察が介入する事故でない限り、適用が難しいのが現状となっています。

監督署の見解では、従業員あっても雇用関係がない「一人親方」で、労災適用されないこととなります。

工事現場ではこうした事例が日常だと聞き及んでいます。最近でも塗装業でよく似た事例が発生し、監督署からの調査を受けています。

今後、こうした監督署からの問い合わせ・調査も厳しくなりますので、事業主は自社で雇い入れる職人の加入している健康保険や申告状況を把握しておくことも必要になってきます。